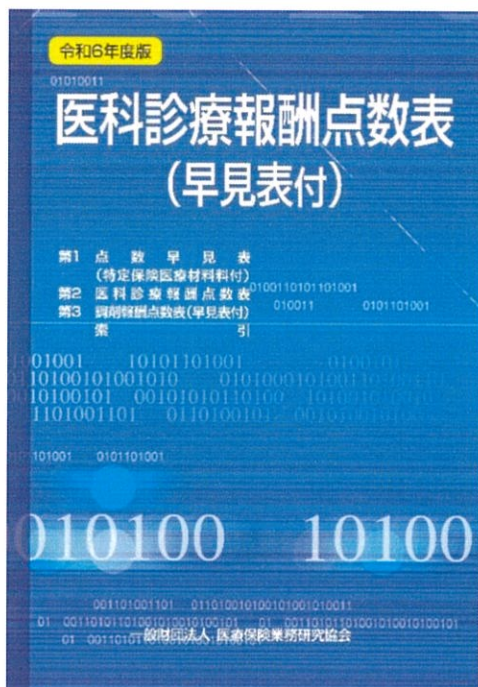


令和6年4月下旬発刊

令和6年度版 医科診療報酬点数表（早見表付）

／B5判



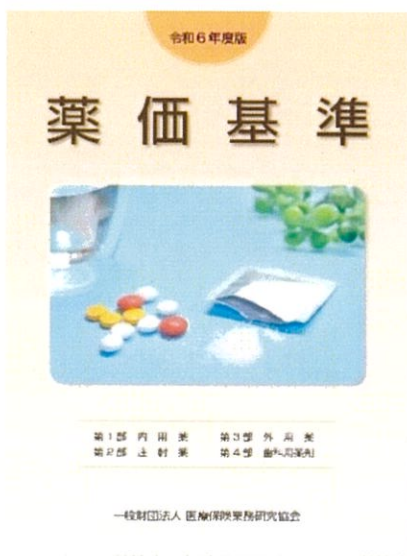
★厚生労働省の複雑な告知・通知を
わかりやすく編集した
当協会独自の**早見表**（約400頁）を収載

★改定箇所を**アンダーライン**で示し、
大きく見やすい文字で記載

★元支払基金職員による企画・編集
35年の販売実績！

定価 4,730円

（税込・送料別）



令和6年3月下旬発刊

令和6年度版 薬価基準

／A5判

定価 2,970円

（税込・送料別）



★初診料・再診料

★特定疾患療養管理料の対象疾患

初診料

1 一般・高齢者		2 乳幼児（6歳未満）	
時間内	288点 251点	時間内（+75点）	363点 326点
時間外（+85点）	373 336	時間外（+200点）	486 451
休日（+250点）	538 501	休日（+365点）	653 616
深夜（+480点）	768 731	深夜（+695点）	983 946
時間外特例医療機関における厚生労働大臣が定める時間（+230点）	518 481	時間外特例医療機関における厚生労働大臣が定める時間（+345点）	633 596
夜間・早朝等加算（診療所に限る）（+50点）	338 301	夜間・早朝等加算（診療所に限る）（+75点及び+50点）	413 376
機能加算（施設基準適合として地方厚生局長等に届出した保険医療機関）（+80点）	368 331	機能加算（施設基準適合として地方厚生局長等に届出した保険医療機関）（+75点及び+80点）	443 406

※1 6歳未満の乳幼児は、所定点数（288点）に上記（ ）内の点数をそれぞれ加算する。
 ※2 施設基準に適合している医療機関で、情報通信機器を用いて初診を行った場合は、251点を算定する。

再診料

（一般病床の病床数が200床未満の病院及び診療所）

1 一般・高齢者		2 乳幼児（6歳未満）	
時間内	73点	時間内（+38点）	111点
時間外（+65点）	138	時間外（+135点）	208
休日（+190点）	263	休日（+260点）	333
深夜（+420点）	493	深夜（+590点）	663
時間外特例医療機関における厚生労働大臣が定める時間（+180点）	253	時間外特例医療機関における厚生労働大臣が定める時間（+250点）	323
夜間・早朝等加算（診療所に限る）（+50点）	123	夜間・早朝等加算（診療所に限る）（+38点及び+50点）	161

★医学管理等

1. 医学管理等

（注）区分欄のゴシックは、「診療報酬請求書の記載要領等について」に定める診療報酬明細書への表示記号である。

区分	点数	算定回数	摘要
B000 特定疾患療養管理料		月2回限り	
1 診療所の場合	225		厚生労働大臣が定める疾患を主病とする患者について算定する。
2 100床未満の病院の場合	147		初診日又は初診日から1月以内及び退院日から1月以内は算定できない。
3 200床未満の病院の場合	67		200床以上の病院は算定できない。 【厚生労働大臣が定める疾患】 【特掲診療料の施設基準等（抜粋）】の頁を参照
E001 特定疾患治療管理料			
1 ウイルス疾患指導料			
イ ウイルス疾患指導料1	240	1人につき1回限り	イは肝炎ウイルス疾患又は成人T細胞白血病罹患患者に対して、ロは先天性免疫不全症候群患者又はHIVウイルス感染者に対して指導を行った場合に算定する。
ロ ウイルス疾患指導料2	330	月1回限り	施設基準適合保険医療機関において、ロの指導が行われる場合に加算する。
施設基準適合保険医療機関加算	+220		

4. 特定疾患療養管理料の対象疾病（例示）

「疾病、傷病及び死因に関する分類の名称及び分類表」（平成27年2月13日総務庁告示第35号・令和3年4月19日経済産業省令第159号一部改正）による。例示病名の前に付された数字は基本分類表の分類コード（I・C・Dコード）である。

疾患名	疾病、傷病及び死因の統計分類基本分類
I 感染症及び寄生虫症	A15 呼吸器結核、細菌学的又は組織学的に確認されたもの
○ 結核（A15-A19）	A15.0 肺結核、培養の有無にかかわらず喀痰検体により確認されたもの
	A15.1 肺結核、培養のみにより確認されたもの
	A15.2 肺結核、組織学的に確認されたもの
	A15.3 肺結核、確認されているが、その方法については詳細不明のもの
	A15.4 肺動脈リンパ節結核、細菌学的又は組織学的に確認されたもの
	A15.5 喉頭、気管及び気管支の結核、細菌学的又は組織学的に確認されたもの
	A15.6 結核性胸膜炎、細菌学的又は組織学的に確認されたもの
	A15.7 初感染呼吸器結核、細菌学的又は組織学的に確認されたもの
	A15.8 その他の呼吸器結核、細菌学的又は組織学的に確認されたもの
	A15.9 詳細不明の呼吸器結核、細菌学的又は組織学的に確認されたもの
	A16 呼吸器結核、細菌学的又は組織学的に確認されていないもの
	A16.0 肺結核、細菌学的及び組織学的検査陰性のもの
	A16.1 肺結核、細菌学的及び組織学的検査が実施されていないもの
	A16.2 肺結核、細菌学的又は組織学的確認の記載がないもの
	A16.3 肺動脈リンパ節結核、細菌学的又は組織学的確認の記載がないもの
	A16.4 喉頭、気管及び気管支の結核、細菌学的又は組織学的確認の記載がないもの
	A16.5 結核性胸膜炎、細菌学的又は組織学的確認の記載がないもの
	A16.7 初感染呼吸器結核、細菌学的又は組織学的確認の記載がないもの
	A16.8 その他の呼吸器結核、細菌学的又は組織学的確認の記載がないもの
A16.9 詳細不明の呼吸器結核、細菌学的又は組織学的確認の記載がないもの	

★検査点数早見表（50音順）

VI 検査点数早見表（50音順）

※1 検査名に「*」を付しているものは、検査の項目数に応じて点数を算定するものである。
 ※2 検査名に「選」を付しているものは、外系迅速検体検査加算（10点）の対象となるものである。（1日に5項目を限度とする。）

検査名	点数	料別	摘要
【あ】			
アコースティックオトスコプを用いた鼓膜音響反射検査	100		
アジスカウント（Addis尿沈定量検査）	100		
選* アスバラギン酸アミノトランスフェラーゼ（AST）	17	生1	
アスベルギルス抗原	157	免	
アセトアミノフェン	185	生1	1月1回に限り算定する。
アデノウイルス抗原定性（糞便）	60	免	
アデノウイルス抗原定性（糞便を除く）	184	免	
アデノウイルス抗体価	79	免	（ウイルス抗体価）
アデノシンアミナーゼ（ADA）	32	生1	
アトピー鑑別試験定性	194	免	
アノマロスコープによる検査	70	免	色覚検査
アネキサスIgG-IgA抗体	210	免	
アポリポタン		生1	

★改定箇所にはアンダーライン！

★新設された点数には【新設】と表示！！

B001-3 生活習慣病管理料

1. 脂質異常症を主病とする場合 570点
2. 高血圧症を主病とする場合 620点
3. 糖尿病を主病とする場合 720点

注1. 保険医療機関（許可病床数が200床未満の病院又は診療所に限る。）において、脂質異常症、高血圧症又は糖尿病を主病とする患者（入院中の患者を除く。）に対して、当該患者の同意を得て治療計画を策定し、当該治療計画

※生活習慣病管理料

(1) 脂質異常症、高血圧症又は糖尿病を主病とする患者の治療においては生活習慣に関する総合的な治療管理が重要であることから設定されたものであり、治療計画を策定し、当該治療計画に基づき、服薬、運動、休養、栄養、喫煙、家庭での体重や血圧の計測、飲酒及びその他療養を行うに当たっての問題点等の生活習慣に関する総合的な治療管理を行った場合に、許可病床数が200床未満の病院及び診療所である保険医療機関において算定する。この場合において、当該治療計画に基づく総合的な治療管理は、看護師、薬剤師、管理栄養士等の多職種と連携して実施しても差し支えない。なお、区分「A000」初診料を算定した日の属する月においては、本管理料は算定しない。

【新設】

C107-3 在宅ハイフローセラピー指導管理料 2,400点
 注 在宅ハイフローセラピーを行っている入院中の患者以外の患者に対して、在宅ハイフローセラピーに関する指導管理を行った場合に算定する。

※在宅ハイフローセラピー指導管理料

- (1) 在宅ハイフローセラピーとは、慢性閉塞性肺疾患（COPD）の患者のうち、安定した病態にある退院患者について、在宅において実施するハイフローセラピーをいう。
- (2) 次のいずれも満たす場合に、当該指導管理料を算定する。
 ア. 患者が使用する装置の保守・管理を十分に行う（委託の場合を含む）。
 イ. 装置に必要な保守・管理の内容を患者に説明する。
 ウ. 夜間・緊急時の対応等を患者に説明する。
 エ. その他、療養上必要な指導管理を行う。
- (3) 対象となる患者は、在宅ハイフローセラピー導入時に以下のいずれも満たす慢性閉塞性肺疾患